

太子町 LED 照明灯導入促進事業
特記仕様書【防犯灯】

平成29年6月

太 子 町

1. 事業名

太子町 LED 照明（防犯灯）導入促進事業

2. 業 務

本事業は、次の業務を連携して実施するものとする。

- (1) 太子町 LED 照明（防犯灯）導入調査業務（以下「調査業務」という。）
- (2) 太子町 LED 照明（防犯灯）導入業務（以下「導入業務」という。）

3. 事業目的

町内の LED 化されていない防犯灯を一斉に LED に更新し、導入費用をリース契約とすることにより、以下の目的を達成するものとする。

- (1) 環境に配慮した低炭素社会への寄与
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 消費電力の削減による将来的な財政力負担の軽減
- (4) 地域経済の活性化と雇用の創出

4. 履行期間（予定）

- (1) 調査業務：契約締結の日の翌日から平成 29 年 9 月 29 日まで
- (2) 導入業務：調査業務完了後、契約締結の日の翌日から平成 30 年 3 月 31 日まで
（但し、更新工事は 1 月 31 日までに完了するものとする。）

5. 業務内容

以下に示す業務の内容・主旨を理解したうえで、業務内容を確認し、業務計画書を提出するものとする。

(1) 調査業務

1) 業務計画書の提出

- ①受注者は、調査業務の実施にあたり、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。
- ②業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - a. 検討業務内容
 - b. 業務遂行方針
 - c. 業務工程表
 - d. 業務実施体制、組織図及び緊急連絡先一覧
 - e. 業務責任者、担当者一覧表及び経歴書
 - f. 業務フローチャート
 - g. 町との打ち合わせ計画
 - h. その他必要とする事項

2) 現況調査

- ①既設全防犯灯の設置状況の調査（写真、所在地、電柱・ポール等の区別、添架柱の電柱番号、照明種別、ワット数、ポールの状況等）

※防犯灯は電柱共架が基本であるが、独立ポールも使用しているため、ポールの劣化状況について、ランク付けして確認すること。

- ②電力使用量、温室効果ガスの排出量の算出
- ③電力契約の照合
- ④その他

調査業務実施前に監督職員と協議のうえ最終決定する。

3) 調査結果の整理及び管理方法

LED 防犯灯整備後の維持管理を簡素化させるため、GIS(地図情報システム)を導入し、安全環境課のPCで管理・更新・新設入力ができるようネットワーク上でサーバーを設置すること。システムの基図には、住宅地図(ゼンリン社製最新版)を使用すること。

また、防犯灯情報は、道路台帳システムとの情報共有を予定しているため、フォーマットは協議すること。

なお、システム構築の上で必要な項目は、次の通りとする。

- ①位置情報(住所、管理番号、関電柱番号、NTT柱番号)
- ②設置年月日、設置場所、移設年月日等
- ③設置概要(灯具仕様、照明種別、柱形状、施工者名、設置開始年月日)
- ④修繕及び移設等記録(作業年月日、修繕内容及び移設情報等、施工者名等)
- ⑤防犯灯写真(位置情報とリンクさせること)
- ⑥その他

管理システムについては、次年度以降保守契約等の必要がなく、職員がデータ追加等操作を行うことができる簡易なシステムとすること。また、調査した全防犯灯の全景写真をデータとして提出すること。

4) 導入計画の分析・策定業務

- ①導入数量、導入コストの算出、事業実施による電気料金削減及び省エネルギー効果等、LED照明導入計画の策定に必要な分析業務
- ②導入コストの対象となる業務は以下の業務とする。
 - a. 防犯灯のLED照明器具への切り替え作業
 - b. 管理台帳のデータ更新業務
 - c. 電力会社への手続き等
 - d. 10年間の維持・保守管理
 - e. 故障・修繕発生時の迅速な連絡調整
- ③契約期間を10年間としたリース方式による最適な導入方法(設計・施工)と維持管理を含めたLED照明導入計画の策定

(2) 導入業務

1) 業務計画書の提出

- ①受注者は、導入業務の実施にあたり、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。
- ②業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - a. 検討業務内容

- b. 業務遂行方針
- c. 業務詳細工程
- d. 業務実施体制、組織図及び緊急連絡先一覧
- e. 業務責任者、担当者一覧表及び経歴書
- f. 業務フローチャート
- g. 町との打ち合わせ計画
- h. その他必要とする書類

2) 導入作業等

①防犯灯のLED照明器具への切り替え

- a. 提案する防犯灯は、自動点滅器内蔵型とする。
- b. 防犯灯を設置する高さは、地上約4.5メートルとする。
- c. デザイン性のある防犯灯は、工事の対象外とする。

②防犯灯管理プレートの設置

監督職員と協議のうえ、プレートには以下の記載をすること。

- a. 太子町の町章
- b. 「太子町防犯灯」
- c. 防犯灯番号を記載（例：0001）
 - ・地区や既設、新設は、記号等により区分すること。
 - ・なお、プレート塗装は、紫外線や降雨、錆などに耐候性があり、刻字についても劣化せずに文字認識が容易であるものとし、監督職員の承認を得ること。

③管理台帳のデータ更新

防犯灯管理システムの地図データについては、リース期間中3回更新すること。（3年目、6年目、9年目）

④電力会社への手続き等

⑤10年間の維持・保守管理

⑥故障・修繕発生時の迅速な連絡調整

3) リース契約

受注者との交渉に基づき、再度見積書の提出を求め、企画提案時に提出した見積書の金額を上限として契約する。

また、リース料の支払いについては、月払いとし、1ヶ月の期間終了後、受注者からの請求により、30日以内に支払うものとする。

ただし、調査業務において、灯数等に変更が生じた場合は、見積内訳書により、1灯あたりの単価に調査業務において確定した灯数を乗じて得た額を契約額の上限とする。

4) 事業報告書の提出

受注者は、平成29年度から5年間、一般社団法人環境技術普及促進協会へ報告する、本事業で導入した全LED防犯灯に係る温室効果ガスの排出削減量、算定根拠及び算定方法等について取りまとめ、年度ごとに年度の終了後30日以内に町長に報告すること。

5) 維持・保守管理データの提出

受注者は、リース期間における維持・保守管理について、管理台帳の修繕履歴等のデータ更新に必要なデータを年度毎に年度の終了後 30 日以内に、町長に提出すること。

6. 業務実施条件

(1) 調査業務

- 1) 契約締結後、提案された施工計画をもとに本町と事前に調整を行うこと。
- 2) 調査中に生じた疑問点・問題点については、本町と十分協議すること。
- 3) 調査中に発生した事故等の対応は、受注者の責任において対処すること。
- 4) 検査等に対する現場の確認は受注者の責任において行うこと。

(2) 導入業務

- 1) 契約締結後、提案された施工計画をもとに本町と事前に協議を行うこと。
- 2) 導入業務の協力業者については、町内の民間業者をできる限り優先して選定すること。
- 3) 電力会社への届出は、切り替え作業完了後、順次行うこと。
- 4) 切り替え作業中に生じた疑問点・問題点については、本町と十分協議すること。
- 5) 取り外した灯具の取り扱いについては、関係法令に基づき適切に処分を行うこと。
- 6) 切り替え作業に伴い発生する諸費用については、すべて導入業務に含むものとする。
- 7) 本事業により導入した LED 防犯灯については、リース期間終了後、町にその所有権を無償譲渡すること。
- 8) リース料に係る債権は、譲渡又は担保とすることができない。
- 9) 防犯灯の構造、性能等については、一般社団法人 低炭素社会創出促進協会が定める「低炭素価値向上に向けた二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付規定」において別に添付された「地域における街路灯等への LED 照明導入促進事業」における LED 照明技術基準の要件を満たすこと。
- 10) その他

万一、作業のために個人の敷地に立ち入る場合は、必ず事前に監督職員に相談し所有者等の了解を得て、苦情や紛争の起こらぬよう留意すること。また、作業員は、身分証明書を携帯するとともに、腕章等を着けて住民に不安を与えないこと。

7. 業務成果品

(1) 調査業務

業務による成果品は、「5. 業務内容」において定めた事項について、次の各号に定めるものを、調査結果報告書としてとりまとめ、納品するものとする。

提出方法は、A 4 版チューブファイル（必要に応じて A 3 版）に綴じこんだ出力データ各 2 部と電子媒体（CD-R 等）にて納品すること。なお、電子媒体のファイル形式については、別途協議するものとする。

- 1) 現況調査報告書
- 2) 防犯灯管理台帳基礎データ（電子媒体のみ）

- 3) LED 照明設置位置データ（電子媒体及び紙媒体）
- 4) 本町等との協議の議事録
- 5) その他、本町が必要と認めるもの

(2) 導入業務

業務による成果品は、「5. 業務内容」において定めた事項について、次の各号に定めるものを、業務完了報告書としてとりまとめ、納品するものとする。

提出方法は、A4版チューブファイル（必要に応じてA3版）に綴じこんだ出力データ各2部と、電子媒体（CD-R等）にて納品すること。

なお、電子媒体のファイル形式については、別途協議するものとする。

- 1) 業務完了報告書
- 2) 工事写真（着工前、施工中、完成）
- 3) 本町等との協議の議事録
- 4) その他、本町が必要と認めるもの

8. 実施方法

(1) 本業務のスケジュールは以下を予定している

期 間	業務内容等
平成 29 年 7 月	事業者選定（プレゼンテーション、優秀提案者選定）
平成 29 年 8 月（契約締結後）～	調査業務（現況数量把握、台帳・図面整理、データ整理・解析等）
平成 29 年 11 月（契約締結後）～ 平成 30 年 1 月 31 日	導入業務（切り替え作業、関電等との協議、台帳更新データ作成、契約手続等）
平成 30 年 2 月 1 日～10 年間	リース契約期間

(2) 本業務の実施にあたっては、業務計画書により、本町と十分に協議を行い、役割分担等の明確化を図り、効率的な業務の遂行に努めること。

(3) 本業務における安全・衛生対策については、関係諸法令を順守すること。また、作業の安全及び風紀の保守にも留意すること。

9. 提供資料と責任分担

(1) 調査業務（提供資料）

町は、受注者に対して契約締結後、次の資料を提供する。

- 1) 防犯灯設置位置図（電子媒体、紙媒体）
- 2) 電柱番号、ワット数等

(2) 責任分担

町と受注者の責任分担については、原則として別添の「予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）に基づき負担するものとする。応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

10. その他

- (1) 本業務を遂行する上で、知り得た情報及び内容は、本町の許可なく第3者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務のすべてを実施体制表以外の特定の業者に再委託してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本町と受注者が協議のうえ、定めるものとする。

11. 連絡先

太子町まちづくり推進部 安全環境課

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

電話 0721-98-5525 (直通)

FAX 0721-98-4514

E-mail : anzenkankyou@town.taishi.osaka.jp